

軽井沢町における 宿泊税活用方法の検討

～軽井沢町宿泊税骨子に基づく選定基準について～

宿泊税の活用方法を検討するに先立って…

そもそも「宿泊税」とは？

観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光振興を図る施策に充てるため地方税法第5条第7項の規定に基づき課するもの。

⇒つまり、『観光振興』のための新税

※地方税法(昭和25年法律第226号)

第5条第7項

市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができます。



なお、本会議において皆様よりいただいたご意見を基にどの事業に活用するかは、軽井沢町宿泊税条例第19条第1項に基づき町長が決定することとなります。

※軽井沢町宿泊税条例(令和7年7月11日条例第19号)

第19条

町長は、毎年度、あらかじめ、宿泊税をもってその経費の財源とする事業(次項において「事業」という。)の内容及び目標を定め、公表するものとする。

«参考»

平成28年(2016) 新税の検討開始

11月 太宰府市に先進地視察

平成30年(2018) 新税等検討委員会設置

(庁舎内委員によるH30~R2までに3回開催)

※駐車場税等について検討を行ったが導入には至らず

令和5年(2023)

12月 議会閉会挨拶で町長が導入について表明

令和6年(2024)

1月 軽井沢町役場の各課へ使途についてのアンケートを実施

新税等検討会議開催

2月 軽井沢町役場の各課へ使途について「より具体化する」アンケートを実施

福岡市・北九州市に先進地視察

3月 新税等検討会議開催

5月 宿泊税検討会議設置要綱策定

7月 新税等検討会議開催

第1回宿泊税検討会議(18日)

使途案を共有・協議

8月 宿泊業者へアンケート実施(31日まで)

9月 新税等検討会議開催

第2回宿泊税検討会議(18日)

10月 住民・観光客へアンケート実施(31日まで)

第1回住民説明会開催(16日)

第3回宿泊税検討会議(25日)

11月 新税等検討会議開催

第4回宿泊税検討会議(14日)

12月 宿泊税検討会議委員長より報告書の提出

1月 軽井沢町宿泊税(仮)骨子発表

新税の導入についてこれまで右のように多角的な検討を重ねてきました

令和7年(2025)



様々な方面からの意見聴取

○軽井沢町宿泊税骨子(案)に関するパブリックコメント

令和7年2月20日～3月21日募集全45件中、使途については7件

→別紙参考資料ご参照ください

●宿泊事業者への宿泊税導入検討に関するアンケート調査

令和6年8月1日～8月31日実施／回答数95件(回答率26.9%)

●観光客・住民・別荘滞在者への宿泊税導入検討に関するアンケート調査

令和6年10月1日～10月31日実施／回答数422件

⇒アンケート結果において、活用方法に関する意見で多かったのが…

宿泊事業者:「宿泊施設の施設改善(バリアフリー化等)への補助(29件)」

「公衆トイレの整備(31件)」

「登山道・遊歩道・景勝地の整備(37件)」

「観光客向け駐車場の整備(36件)」

別荘滞在者または住民:環境保護のための樹木の適切な管理

観光客:公衆トイレの整備



軽井沢町宿泊税骨子

1. 税収の使途

国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、及び来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。

※現時点で想定する主な使途は別表のとおり

2. 税制度の概要

項目	内容	備考
名称	軽井沢町宿泊税	
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする	県と統一
課税客体	宿泊行為	県と統一
納税義務者	町内に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設 (民泊)	県と統一
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者	県と統一
特別徴収義務者 報奨金	期限内申告納入額の2.5% (制度開始5年間は0.5%加算、電子申告の場合はさらに0.5%加算)	県と統一
税率・税額☆ ()内は町分	6,000円以上 10,000円未満 300円 (150円) 10,000円以上 100,000円未満 350円 (200円) 100,000円以上 800円 (650円) ☆ただし、制度開始3年間は県の制度を踏まえ 6,000円以上 10,000円未満 200円 (100円) 10,000円以上 100,000円未満 350円 (250円) 100,000円以上 800円 (700円)	県税分は一律 150円 ☆制度開始3年間は100円
免税点	宿泊り6,000円未満の宿泊料金の場合は徴収しない	県と統一
課税免除	・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (※学校、施設の長が証明するものに限る)	県と統一
財源管理	基金条例を設置し管理	
使途の公表等	・使途については関係団体等より広く意見を聴取する ・毎年度決算後に公表する	
罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料	県と統一

町では宿泊税の活用(①～③)について検討するにあたり、
『軽井沢町宿泊税骨子』に沿って検討していきたいと考えています。

令和8年度税収見込 約1.9億円

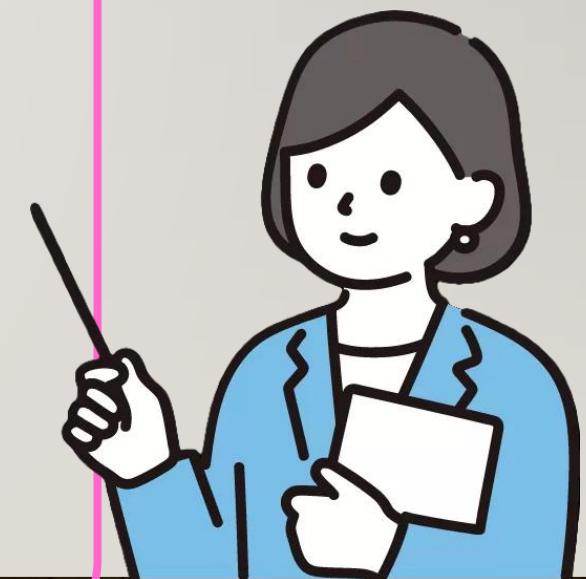
①“美しい村”
(まちなみ景観)

②“安心と安全”
(防災・医療)

基金積立

③“快適な旅”
(観光振興)

④徴税経費
・広報経費等



※①～④は軽井沢町宿泊税骨子より

①“美しい村” (まちなみ景観)

骨子に挙げられた事業例

- ・豊かな自然と共生するため樹木の適切な管理指導
- ・文化財活用のための整備
- ・公衆トイレの整備
- ・町道の無電柱化、共同溝の設置
- ・公共サインの統一化



②“安心と安全” (防災・医療)

骨子に挙げられた事業例

- ・軽井沢病院の夜間・休日救急外来の充実
- ・災害時の帰宅困難者（主に観光客）への支援
- ・魅力的なサイクリングロードの整備
- ・多言語対応による情報発信



③“快適な旅” (観光振興)

骨子に挙げられた事業例



- ・宿泊施設の施設改装（バリアフリー化等）支援
- ・事業者向けキャッシュレス決済・パスポートリーダー導入補助
- ・スキルアップ研修等
- ・観光教育の充実
- ・観光資源（景勝地、登山道、遊歩道、散策路等）の整備強化
- ・二次交通の充実
- ・交通対策案内看板設置強化（パーク&レールライドの推進）
- ・おもてなしイベントやオフシーズンの集客イベントの開催
- ・体験型ツーリズム
- ・労働者不足への対応

④徴税経費 ・広報経費等

この施策項目は、宿泊税の徴収に係る必要経費等が該当します。

例えば・・・

- 徴税経費
- 広報経費
- 特別徴収事業者に対する報奨金
- システム改修費補助

※こちらは必須の経費であり、予め
0.70.2億円を見込んでいます。

修正



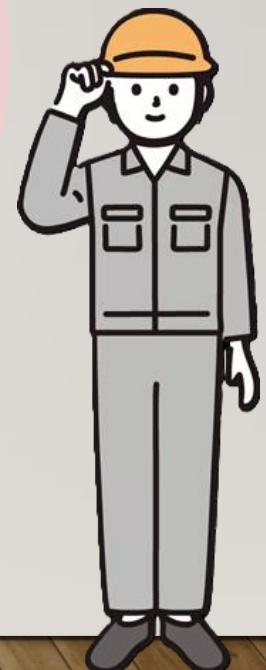
基金積立

事業によっては複数年にわたり実施が必要となるものがあります。

そのような事業を実施するために、必要な事業費を積み立てておければ…



宿泊税は、中長期的に実施する必要がある事業に対して活用するため、徴収した宿泊税の一部を基金として積み立てることが認められています。



町役場庁内においては…

令和7年度第1回軽井沢町新税等検討委員会を開催(令和7年8月22日)

→各課より、骨子に基づき宿泊税を活用した実施が望ましいと考える事業案

→その後、各事業の担当課・係において実施予定年度や事業費の概算を算出



関係各課にて検討された事業のうち、

- ・宿泊税を充てる基準に該当する
- ・令和8年度に実施をする

ものを、事務局にて査定を行い、選定を行いました。

当会議の委員の皆様には、

次にお示しします選定基準に対するご意見と、

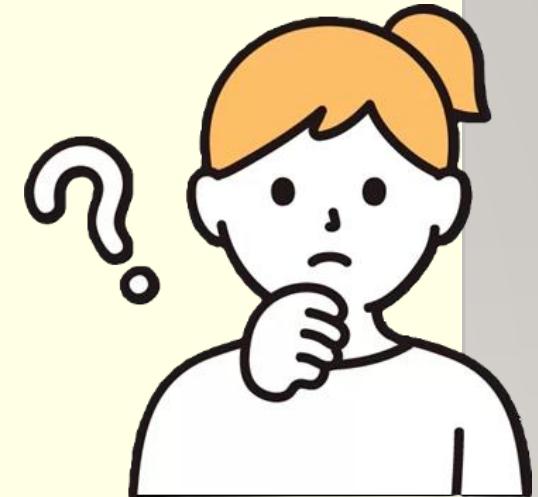
上記にて選定した各事業に関し、宿泊税を活用して実施するにふさわしい事業であるか、

それぞれご意見をいただきたいと考えております。

宿泊税活用事業選定の基本的な考え方(案)について

1 選定基準

観光振興のための新税という性質を踏まえ、
・目的税 ⇒ 観光振興に資するもの
・新 税 ⇒ 原則的には、既存事業ではなく新規・拡充事業



2 配慮すべき事項

アンケート調査やパブリック・コメント等で要望の多かったものを重視

3 観光目的以外の効果も混在する場合の充当割合

アンケート調査や統計資料などで、旅行者割合が分かるものについては、按分して充当する。

4 積立金の考え方

ハード事業などで複数年にわたり実施が必要な事業については、積立を認める
(例)電線地中化 100mあたり3500万円

5 事業主体

町以外でも、観光団体等への補助や委託、宿泊事業者への補助事業も対象とする

観光客の皆様に納税いただいた宿泊税の有効な活用のため、
皆様の忌憚のないご意見をお聞かせください。
よろしくお願ひいたします。

